

## 第52回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年2月6日(月) 機構本社会議室 (WEB会議)	
委員	篠原焄夫(弁護士)、毛利栄征(大学特任教授・名誉教授)、田中規夫(大学院教授)、富樫美加(水資源機構監事)	
審議事項	1. 令和4年度上半期の一者応札の状況について 2. 令和4年度上半期における一者応札・一者応募に関する点検について 3. 令和4年度上半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について	
	委員	機構事務局
1. 令和4年度上半期の一者応札の状況について 2. 令和4年度上半期における一者応札・一者応募に関する点検について	<p>「月毎の一者応札(率)について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札率は例年と同じような傾向を示しているものの、R1からR4にかけて徐々に増加している。また、3、4月に局所的に増加する傾向も顕著になっている。設備関係の工事・点検:過去の委員会において改善が困難と確認した案件のような理由の増大が主な理由なのか。</li> </ul> <p>「月毎の一者応札(件数)について。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月毎発生件数推移(件数)では、3、4月は他の月に比べて大きな数値で推移しているように見える。これは、年度末、あるいは年度初めで業務発注が多くなったため、応札する業者が限定されたため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3、4月で局所的に一者応札が増加する傾向にあり、今回の発注状況について、例年と比べて全体の発注件数が減少している反面、一者応札の件数は増加している。これは、特に機械設備工事、機械設備点検業務及びシステム関連のような一者応札となりやすい案件の発注件数が増加したことや、補償業務といった発注件数自体が少ない業務で発注件数が減少しても、一者応札の件数は減少しなかったことと率計算の母数減少(発注の総件数)が相まって、率増加が顕著となったものと推測している。</li> </ul>

	<p>か。また、R4の4月は発生率も高くなっているが、R2からR3にかけてわずかに発生率が上昇している。R4もこの傾向が続くとすると、発注の状況や業者様の方に何らかの変化があったということではないか。</p> <p>年度累計で四半期ごとのトレンドを見てみると、傾向が確認できないか。</p> <p>(原因分析と改善点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一者応札案件(大規模地震対策利根大堰3号堰柱外耐震補強工事)」では「現場条件が厳しいことから参加を敬遠」とある。他にもそのような事由による案件もあると思うが、要求技術レベルと地域の業者が有している技術が必ずしも一致しないのであれば、地域範囲の拡大や参加要件を緩和できるなどの特別なオプションを設定できないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾向の分析手法についても、今後取り入れる方向で検討したい。</li> <li>・本工事では、可能な限り多くの業者が参加できるように、地域要件や参加条件の緩和を行っている。地域要件の設定は行っていない。また、参加条件緩和として、同種工事だけではなく類似工事の実績を参加条件に設定している。</li> </ul>
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(一者応札案件)「幹線水路(第4区間)維持管理等業務」では、複数年発注が逆効果だったということか。</li> <li>・緊急性のない随意契約や、一者応札といった事象について、原因を構造的に分析し、既に分かっている情報は見える化し、各事象については基本こういう対策が取り得る。対策を取り得ない案件はこう判断するといった判断基準等、実際に仕事を行っている職員全体に随意契約・一者応札の傾向が見える化することが必要である。</li> </ul>	<p>資料請求をした業者に確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年発注とした結果、主任技術者の専任期間が長くなり、技術者の確保が難しい。</li> <li>・受注金額が大きくなるため、保証事業会社等が保証を引き受けてくれず、自前で契約保証金を準備しなければならない。</li> </ul> <p>という理由で参加を辞退していた。</p> <p>したがって、複数年契約として発注規模を大きくすることが、経営規模の小さな業者の参加を促すことにはつながらなかったと考えている。</p> <p>対応策として、再び単年度契約とし、これまで別工事で発注していた土木的な修繕作業等を合わせて集約することで、入札参加意欲を高める内容を検討する方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約監視委員会の議論の内容等については、社内LANにある掲示板等に掲載、会議等でも周知はしているところではあるが、個別具体的にこういうデータ化したものを一目で分かるようにというところはまだできていないところ。このため、次回委員会に向けて検討していくこととする。</li> </ul>
--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これだけ分析した資料があるので、これらを活かし、チェックリスト・フローチャートがあると良いと思う。</li> <li>• (一者応札の原因) 技術者不足といっても、ただその1行でなかなか理解しにくい。どういう技術者が、どういうふう不足しているのか、もう少し書いてもらわないと分からない</li> <li>• 一般にも分かりやすく原因を解き明かすというのは、機構の立場的にすごく必要なポイントである。分析しても状況は変わらないのだと思うが、やはりそれも分析し尽くして、やれることをやり尽くしているということが一般の人に分かってもらえるような状態で情報公開できるような状態になっているということが、機構の置かれている立場上、非常に重要な点だと考える。</li> <li>• 発注件数も少なくなってきた、一者応札もこれからは増えてきそうというのは変わらない。こうし</li> </ul>	
--	---	--

	<p>たトレンドに対して、機構は何をするか、ビジョンが出てこないというのも確かなので、それに対して議論することは良いと考える。</p>	
<p>3. 令和4年度上半期における随意契約に関する点検について</p>	<p><b>【小塩津第二開水路漏水応急復旧工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>完成から50年も経過した施設であることから、これまでの予防保全対策としてどのようなことを行ってきたか。また、類似の古い施設への予防保全対策への教訓は得られたのか。</li> </ul> <p><b>【牧尾管理所水道修理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の緊急随契で受注した業者はどのように選定されたのか。</li> <li>緊急随契時における業者の選定についても、慎重に考えて事を進めた方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年程前から豊川用水の二期事業を実施しており、古くなった施設の予防保全のために水路自体を複線化、二連化を行っている。また、管理業務の中で詳細な水路を空にして機能診断や修繕工事を実施している。</li> <li>得られた教訓としては、古い施設の現状把握というのは、巡視と短時間の調査だけでは十分ではないということがよく分かった。このため、複線化ができていない、水路内に長期間通水できないような場合は、そうした状況下でよりシビアかつ高度な診断能力が必要ということを改めて認識した。</li> <li>2者が該当していた。前者が過去に水道関係の修繕をした業者、後者は過去に営繕関係をやった業者、その2者に早期に対応をお願いしたところ、後者の方は対応できないというので、残る前者をお願いをした。</li> <li>ご意見を踏まえ、検討したい。</li> </ul>

	が、透明性・競争性の原理からすると、ある程度システムを事前に作って、他の業者からも変な指摘を受けないようなことが必要なのではないかと考える。	
4. 新規随意契約案件について（木曾川用水濃尾第二施設改築事業の愛知県委託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の愛知県からはオーバーヘッド（間接費）等は取るのか。</li> <li>・本案について、随意契約することについて承認する</li> </ul>	・必要な経費を一部計上することになる。
5. 新規随意契約案件について（「災害時等における応急対策業務に関する協定」に基づく応急対策業務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な自然現象、大規模な事故災害、長期にわたる異常渇水、これについて緊急性があるのは当然なことだと考えるが、「その他関連した応急対策が必要な事象」との表現では随意契約を可能とする業務の範囲が広く読めてしまうことになると考える。</li> <li>・本案については、本日の委員会では継続審議扱いとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘を踏まえ、表現を再考する。</li> </ul> <p>※2月16日に修正後の案にて、各委員より承認を得て、随意契約することについての承認を得た。</p>

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 江頭 憲一（内線 2251）

技術管理室技術調査課長 夏目 浩和（内線 4631）